

江南南小学校 いじめ防止基本方針

平成27年11月改訂

- 「予防」 個と集団の観察…日常的に！
- 「報告」 事実の確認…正確に！
- 「連絡」 一秒でも早く…関係機関に！
- 「対処」 組織的対応…情報の共有化を！

いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、江南南小学校いじめ対策基本方針を定める。

1 いじめの定義

いじめの定義(H25.6) 【いじめ防止対策推進法第2条】

- ① 一定の人的関係にある者から
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)を受け
- ③ 心身の苦痛を感じているもの

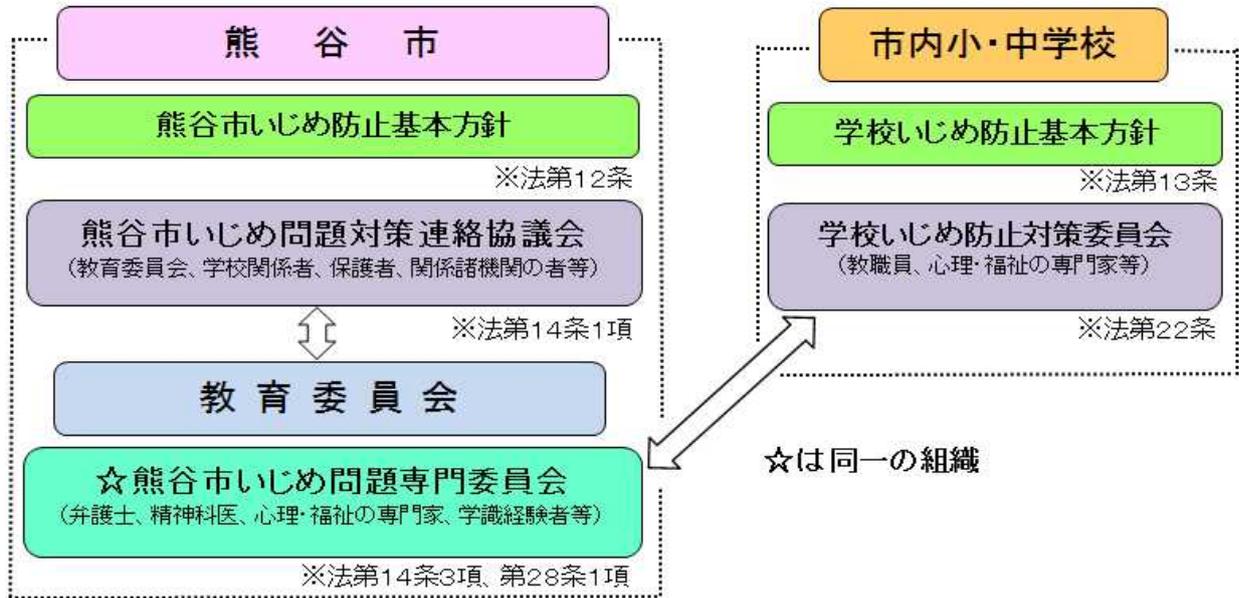
2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの児童にも起こりうる」という認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめを起こさせない、いじめを許さない集団をつくる。

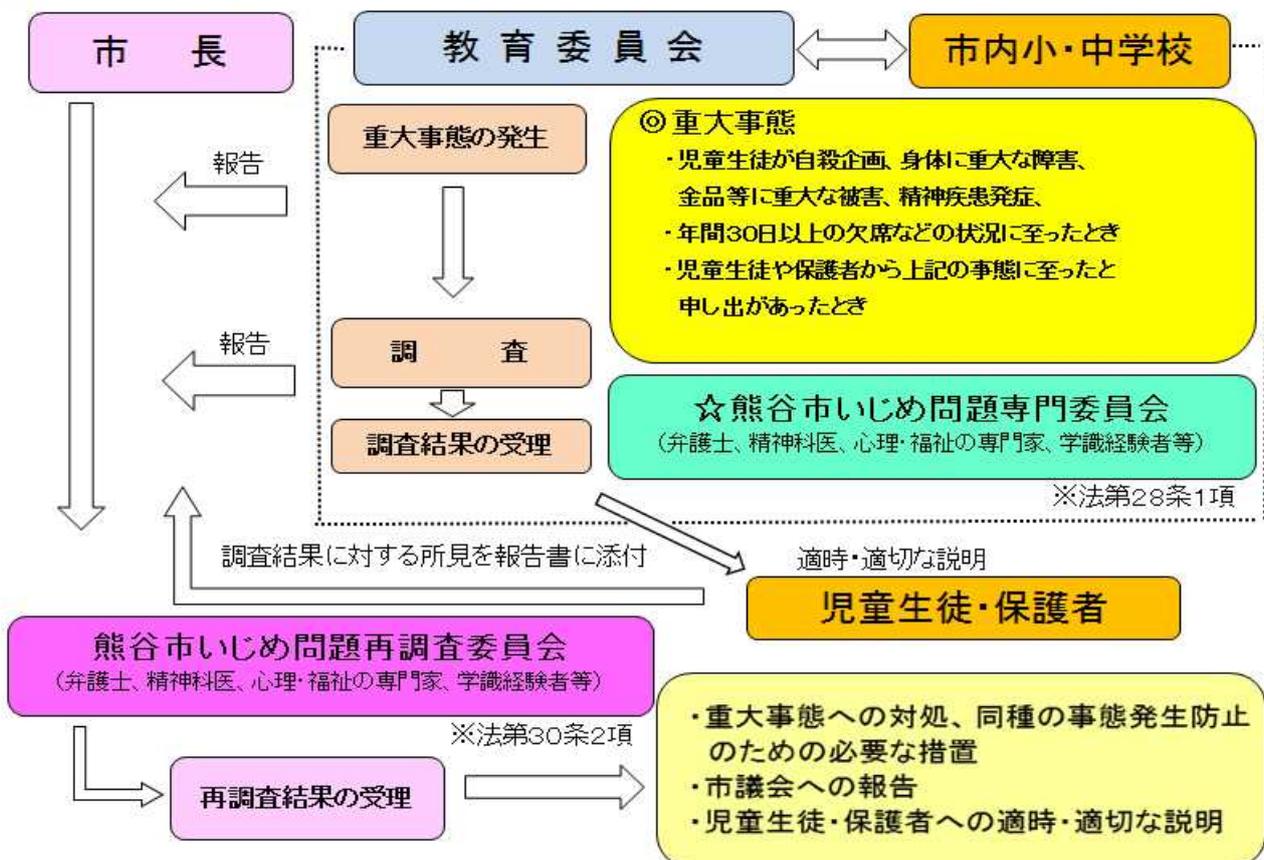
- (1) 「いじめは絶対に許さない」という認識を持つ。
- (2) いじめの早期発見・早期対応に努める。
- (3) いじめられている児童を最後まで守り抜く。
- (4) 児童と児童、児童と教員の間に共感的・受容的な人間関係を築く。
- (5) 学校が一丸となって組織的に対応する。

3 いじめ防止対策推進法における組織等について

【日常の対応】 いじめの防止・早期発見・早期対応のための関係機関等との連携及び調査を行う。



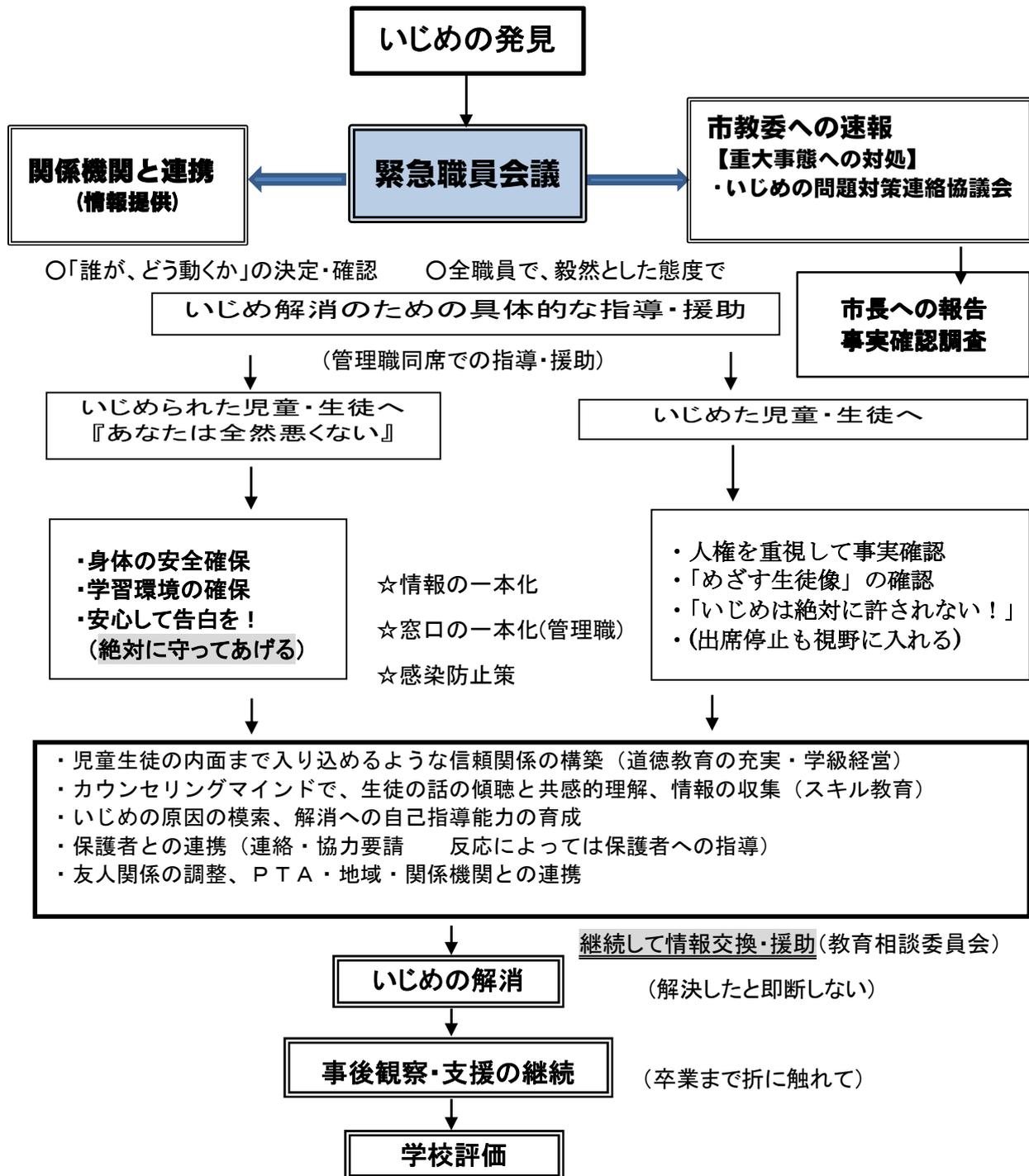
【重大事態】 学校からの報告を受け、事実関係を明確にするための調査を行う。(再発防止を含む)



4 いじめ発見時の緊急対策「いじめ緊急対策マニュアル」

◎いじめは人間として絶対に許されない ◎何があっても絶対に死んではいけない
 ※「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つて行うもの

☆常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を！



※学校評価の実施に際し、いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、児童生徒の実態を十分踏まえて目標を立て、具体的な取組状況や達成状況を評価し、改善に努める。
 ※学校評価の公表に際し、学校評議員会や保護者・地域に対しての学校だよりや HP 等により、事実を伝える。

5 いじめ防止のための対策

(1) 道徳教育の充実

①教育活動全体をとおして

- ・「いじめをしない、許さない」の資質をはぐくむために、道徳の授業を要としてあらゆる教育活動をとおして行う。
- ・道徳教育推進教師を中心に、協力体制を整える。
- ・道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

②道徳の時間をとおして

- ・「いじめ防止啓発月間（11月）」に内容項目「2主として他の人とのかわりに関すること」を扱う。

(2) 「いじめ防止啓発月間」の取組をとおして

- ・児童会による「いじめゼロ」に向けたキャンペーンの実施
『南っ子 いじめをなくそう宣言』
『いじめ防止行動宣言』
- ・校長等による講話
- ・学校だよりやHPによる広報活動
- ・親子での標語づくり

(3) 「よりよい人間関係の育成」に向けて

- ・総合的な学習の時間に「ソーシャルスキルトレーニング」を行う。
- ・学級担任が学級での雰囲気やスキルの定着度を把握し、温かな雰囲気を醸成するとともにいじめのない集団づくりに努める。

(4) メディアリテラシー教育をとおして

- ・「携帯・インターネット教室」の開催
- ・児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯を使うことのできる能力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

6 いじめを早期に発見するために

(1) 児童の観察

- ・登校時間：今日の出会、はじめの一言を大切にす。
- ・健康観察：一人一人の表情を確認し、呼名の返事等にも気をつけ、個の状態を掴む。
- ・授業：子どもと学ぶ・子どもに学ぶ
- ・休み時間：友人関係（仲間）や児童の興味あるもの等を把握する。
- ・給食時間：グループに入り、なごやか雰囲気の中で情報収集に努める。
- ・清掃時間：終了後の見届けから、子どもの心の状態を推察する。
- ・下校：気持ちのよいあいさつで下校する。

(2) 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- ・いじめアンケート調査を月1回実施し、実態を把握する。
- ・「いじめ」を認知したときには、「いじめ緊急対策マニュアル」に基づき対応する。